

第27回人にやさしいまちづくり推進協議会

意見

委員名	意見	回答
H委員	特に緑地保全、隣地との関係、樹木の伐採等について、必ずしも充分理解を得る対応となっていない感じがする。	—
	こうしたことから、市の指導、助言については、若干きめ細やかな配慮が必要と考える。	—
C委員	新しい16m都市計画道路が開通したことで、「緑町」地区の沿道地域の環境が大きく変わることになり、開発と保全の調整が難しいとは思いますが、開発事業者にはきめ細かい対応をしてもらえたらと思います。	—
B委員	大規模な建設工事となるため、特に安全面の確保や事故防止等には、最善の配慮をしていただければと感じます。交通量も多く、近隣住民も生活道路でもあり、高齢者や小さなお子様等も多く通行されているようなので、事故が起きない対策を十分にいただければと思います。	—

第27回人にやさしいまちづくり推進協議会

意見

委員名	意見	回答
	<p>マスタープランは抽象的な表現が多く、人それぞれ細部では解釈が異なってくると思います。 そもそも東大生態調和農学機構の土地を上下に分けた3・4・9号線を境に用途地域・建ぺい率・容積率・高度地区が、北側が厳しく南側が緩やかになっている事が要因の一つと思われます。 マスタープランの趣旨からすれば西東京市独自の条例で東大生態調和農学機構の土地全体に、より厳しい用途地域等の制限を過去にかけていなかったのだからかと思えます。</p>	<p>—</p>
A 委員	<p>広域的な見地から決定すべき事項（市街化区域や市街化調整区域の区域区分、都市再開発方針など）は県知事が、地域的な事項（用途地域、地区計画など）は市長が決定権者となると思います。 今回対象の土地だけではなく、以前工場だった準工場地域も市内には点在しています。規制が緩やかなので大規模マンションの計画はやりやすく、近接している規制が厳しい住居系用途地域とのバランスが取れていない様に感じます。 市内全体の用途地域等の見直しを考えても良い時期なのかもしれません。</p>	<p>—</p>